

長野県森林保全条例検討委員会設置要綱

(目的)

第1 環境に軸足を置いた県民主体の森林づくりへの政策転換を図り、「県民の命と生活を守る」森林整備をより一層積極的に推進する政策の根拠となるべき条例を制定するにあたり、幅広い分野の有識者から条例の方向性や内容等について意見を伺うため、長野県森林保全条例検討委員会（以下委員会）を設置する。

(構成)

第2 委員会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

(委員会)

第3 委員会は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。
- 3 委員会に座長を置き、座長は委員会の議事を進行する。
- 4 座長は、委員の互選により選出する。

(事務局)

第4 委員会の事務局は、県林務部林政課が行う。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。